願書記入時と応募書類を整える際の注意事項

１．次の添付書類をご用意ください。

（１）住民票（世帯全員のもの、コピー不可）〔市役所市民課、各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）及び市民窓口サービスセンターで発行〕
- 「世帯主」「続柄」が記載されるよう申請してください。
- 外国籍の方は、住民票の特記事項に「在留資格」が記載されるよう申請してください。
- １通２００円（マイナンバーカードを使用して、コンビニで取得する場合は、１通１５０円）の手数料が必要です。
- 本人または同一世帯以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
- 願書で住民票の閲覧に同意がある場合は、四日市市の住民票に限り、提出不要です。ただし、本人が下宿等で２回以上転出している場合は、現住所の住民票が必要です。

（２）令和８年度の所得課税証明書〔市役所市民課、各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）及び市民窓口サービスセンターで発行〕
- 別添「証明願」（専用様式）に申請者と世帯員氏名を記入して窓口へご提出ください。
  ※通常は１通２００円（マイナンバーカードを使用して、コンビニで取得する場合は、１通１５０円）の手数料が必要ですが、専用様式を使用した場合に限り、１世帯につき、１通分の手数料で取得いただけます。（ただし、コンビニでは利用不可。）
- 住民票に記載のある方全員の証明が必要です。〔中学生以下でかつ、無収入の者は除く〕
- 本人が下宿等で住民票上別世帯となっている場合も、本人と出身世帯の全員の所得課税証明書が必要となります。（専用様式は市内のみ使用可。）
- 住民票上別世帯の方の所得課税証明書を取得するには委任状が必要です。また、住民票上の世帯ごとに手数料が必要です。

２．次の点に注意して願書を記入してください。

（１）「世帯の状況」の欄には、同一世帯の方を全員記入してください。ただし、本人欄については、本人が下宿等で住民票上別世帯となっている場合もご記入ください。

（２）「奨学金の支給を希望するに至った事情」は、具体的に記入してください。

（３）署名欄は自署又は記名と押印をしてください。押印の際は必ず各人別の印鑑を使用してください。（スタンプ印は使用しないでください。）

（４）保護者の連絡先欄は、連絡先１のみの記載でも結構です。

（５）同一世帯内の複数人（兄弟、姉妹等）の応募の場合にも、願書及び添付書類はそれぞれの分が必要になります。

３．令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月２３日（水）午後５時までが受付期間となりますが、書類不備の場合もありますので、お早目の手続きをお願いします。